

川崎地域調達情報

令和6年9月3日公表 調達番号：川24040号

件名：庁用消耗品の購入【概算総価】（川崎警察署）

見積書提出期限：令和6年9月12日(正午) 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	川崎警察署 項番1 地下1階倉庫 項番2～20 1階会計課 (川崎市川崎区日進町25-1) エレベーターあり

特記事項

別紙2「仕様書」のとおり。  
詰め替え製品の同等品は、本体と互換性があるもので申請すること（同等品確認票の提出が必要）。

同等品の確認の連絡先

所属	川崎警察署
担当者	田中
電話 FAX	044(222)0110 内線230 044(222)0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	トイレトーパー	三仁製紙所	個包装 芯なし 幅114mm 130m 48個入 シングル	可	60	箱
2	ポリゴミ袋 半透明45L	光和製袋	LU-0345W 0.03×650×800mm 10枚×60冊	可	10	箱
3	ポリゴミ袋 半透明90L	光和製袋	LU-0590W 0.05×900×1000mm 10枚×20冊	可	12	箱
4	無添加お肌のための 洗濯用液体せっけん	ミヨシ石鹸	詰め替え用 1000ml	可	60	袋
5	台所用 液体せっけん 詰替用	スマートバリュー	N205J-12 280ml 12袋入	可	10	箱
6	キッチンハイター	花王	本体 600ml	可	15	本
7	ワイドハイター	花王	本体 1L	可	10	本
8	シャボネット 石鹸液ユ・ム	サラヤ	石けん液 2.7L	可	2	本
9	レモンせっけん	スマートバリュー /カネヨ石鹸	N112J-36P 8個×36パック	可	1	箱
10	ハンドソープ	ライオン	キレイキレイ 薬用泡ハンドソープ 250ml	可	50	本
11	サンポール (本体)	大日本除虫菊	500ml	可	24	本
12	サンポール (業務用)	大日本除虫菊	3L	可	2	本
13	トイレの芳香ボール	エステー	男子トイレ用 5球入	可	40	袋
14	マジックリン	花王	本体 400ml	可	12	本
15	トイレマジックリン	花王	本体 380ml	可	12	本
16	バスマジックリン	花王	業務用 4.5L	可	2	本
17	スポンジたわし	スマートバリュー /キクロン	貼り合わせタイプ N110J-5P 5個×5パック	可	1	セット
18	ぞうきん	スマートバリュー	N043J 10枚	可	30	パック
19	布テープ	スマートバリュー	B529J-30 スーパーエコノミー 50mm×25m 30巻	可	1	箱
20	養生用テープ	スマートバリュー	B295J-C30 50mm×25m 半透明 60巻	可	1	組

## 仕 様 書

## 1 件名

庁用消耗品の購入【概算総価】

## 2 品目及び数量

別紙1のとおり。数量は概算数量であり、実際の購入数量については、増減の可能性がある。

## 3 見積金額

1品目あたりの税抜単価に概算数量を乗じた額の合計金額（概算総価見積）とする。

（単価総価共に小数点以下第4位まで記入することができる。）

（見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て。））

## 4 契約内容

## (1) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

## (2) 契約方法

単価契約（税込）による。契約単価は、見積書の記載単価（税抜）に100分の10に相当する額を加算した金額とし、1円未満の端数が生じる場合には、小数点第5位以下を切り捨てた後の金額とする。

## (3) 発注及び納入期限

発注は、注文書により随時（概ね、月に1回から2回程度）ファクシミリで行うものとし、注文書を受領した日の翌週金曜日までに納入するものとする。ただし、金曜日が祝日等にあたる場合は、その前日までに納入するものとする。

## (4) 納入場所及び納入方法

## ア 納入場所

川崎市川崎区日進町25-1 川崎警察署 1階会計課及び地下1階倉庫

## イ 納入方法

納入の都度、納品書を提出すること。納品書には、納入者の所在地・法人名等の表示、納入先（川崎警察署長）の表示、納入年月日、納入場所（川崎警察署 会計課）、納入物品の品名（型番・規格を含む）、数量、単価、金額を記入して提出すること。

自動車を使用して納入する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施しなければならない。

## (5) 料金の支払方法

1か月分をとりまとめて支払う。1か月分の請求金額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた後の金額とする。

## 5 その他

契約品目が製造中止等の理由により納入できない場合は、川崎警察署会計課へ同等品の申請を行うこと。申請の結果承認を得た場合に、当該同等品の納入を認める。